

町内会の機能

町内会は包括的機能をもつところに特徴があるが、その機能には一般に次のような事項があげられる。

1. 親睦機能（運動会、祭礼、慶弔、文化祭、観覧）
2. 共同防犯機能（防犯、防犯指導、交通安全、地）
3. 環境整備機能（下水、街灯、道路の管理、除排雪地）
4. 行政補助機能（行政連絡の伝達、募金など）
5. 在力団体機能（行政への陳情、要望、請願地）
6. 町内の統合・統制機能

最近町会活動の中で新しい「コミュニティづくり」というまちづくりという総合的な活動形態が注目されてきている。親睦活動は機能のうちでも非常に大切で、人間の心の豊かさを思いやりの心を育てるものであり、町内会のあらゆる活動の母体となすものである。

（町内会自治会理論と実際）

住民参加に対する意見

その一、市民参加は単に議会機能の低下の補完的役割を果すものでなく、市民意識を自治体当局へ反映させるための補助的機能でもなく、市民参加の政治として位置づけられねばならず、

（本田弘 明治大学助教授）

その二

住民参加とは一種の直接民主制の方法である。つまり、代表制民主主義がもつ限界に対応し、住民側がもう少し直接的に自分達の意見を決定の手段に反映させていくということである。あくまで代表利民主主義に対する補充である。

（佐藤 笠著、転換期の地方自治）

その三

飛鳥田前横浜市長は「横浜市のような人口25万の大都市で市民参加の政治をやろうなんて、神々に挑戦するようなものだ。形式だけの場をつくっていることが多い。ヨーロッパにくらべ、市民意識の低い日本では、めんどうである。自治体が、具体的な情報と市民に送り、住民が自分で考え、判断する機会をよめられなければならぬ。

行政がその努力を怠れば、いくら市民参加と唱えても絵にかいた餅になる。

（山本卓二、サケイ編纂局長）

（革新自治体その構造と戦略）

町連伸言

市民参加の意見のまとめ

その一、市民参加の政治として確かな位置づけが必要だ。

その二、従来の代表利民主主義が持つ欠陥を補充するための直接民主制の一つである。市民参加が必要だ。

その三、は、めんどうな問題を、住民が判断資料としての具体的な情報から与えられ、限られた形式のものになり易い、体裁をととのえるだけに止まるなげだ。

よく公共、社会改訂は、そのための審議会などがあるが、充分な情報と時間かけて調べ、判断し、行政側の判断を待たざるを得ず、審議会の存在は無意味になる。

募金について

募金活動は本来、主権団体がその趣旨を説明しながら自ら各戸をまわって、又は街頭に立って行うべきものであるが、最近では安易に流れるか、あるいは町会に頼れば、人件費しかからず、楽である。町会長は、せめても募金に歩く、おかしな予算から割当額をまわすより、支出する町会もある。町会が募金団体の下請けとして機関というわけである。ボランティア精神で活動する募金に割り戻し制があるのも、寄附者の立場からみると、釈然としなければ、ときには、募金の原資とふりかえることも必要では、ないだろうか。

町内会は老化的象徴

（昔話を伸ばして昔さう）

杖の効用



4